

第十一号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月江戸
川区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項各号中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の幼稚園教育職員の勤務時
間、休日、休暇等に関する条例第十七条第一項の規定に基づき承認されている
妊娠初期休暇は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例第十七条第一項の規定に基づき承認された妊娠症状対応休
暇とみなす。

（説明）

妊娠、出産及び育児に係る幼稚園教育職員の休暇制度の充実を図り、幼稚園教育職員が安心して勤務できる環境の整備を行うため、妊娠初期休暇を妊娠症状対応休暇に改める必要があるもので、本案を提出いたします。